

「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」 におけるこれまでの主な検討状況

1. 議論の進め方

- ・「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」(以下「基準作業部会」という。)では、地方公共団体の財務書類の標準的な作成基準の設定について、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の「中間とりまとめ」を踏まえた実務的な検討を行う。
- ・検討にあたっては、これまでの各地方公共団体における取組実績、評価及び課題を踏まえ、原則として、再整理の必要なものを中心に議論を行う。
- ・その際、「中間とりまとめ」を踏まえ、財務書類のわかりやすさや既存の財務書類との継続性等に配慮の上、他の会計基準等も参考にしながら整理していくこととする。
- ・加えて、基準作業部会が、地方公共団体の実態や実務上の課題等を踏まえた検討を行うことを主眼としていることから、実務面での実施可能性という観点を重視することとする。

2. 検討スケジュール・進捗

開催回	開催(予定)	議題等
第1回	9月17日	・基準作業部会の運営方針等について ・検討項目（案）について ・議論の進め方及びスケジュール（案）について
第2回	10月3日	・【貸借対照表】各種資産の評価基準①、減価償却の取扱い 等
第3回	10月31日	・【貸借対照表】各種資産の評価基準②、各種引当金の取扱い 等
第4回	11月12日	・【貸借対照表】各種資産の評価基準③、総論関係(分類等) 等
第5回	11月27日	・【貸借対照表】各種資産の評価基準④、勘定科目 等
第6回	12月16日	・【総論】財務書類の体系①、【貸借対照表以外】総論関係(表示区分)等
第7回	1月中旬	・【総論】財務書類の体系②、注記及び附属明細書等の取扱い 等
第8回	1月下旬	・これまでの検討事項の調整
第9回	2月下旬	・報告書骨子（案）について
第10回	3月下旬	・報告書（案）について

3. 主な検討項目の整理の方向性①(総論関係)

○全体に関わる部分であり、全ての検討項目を整理した上で、最終的に検討することとするが、基本的な考え方、構成については、現行モデルの記述を踏襲する。ただし、以下については、実務的な観点から見直す方向。

- ①「財務書類の報告主体」：都道府県、市町村(特別区を含む)並びに一部事務組合及び広域連合

【考え方】一部事務組合及び広域連合について、(1)法人格があり財務の取扱いについて同様に地方自治法を根拠法としていること、(2)同様な事務を実施していること、(3)本基準において連結対象として整理すること、を踏まえて報告対象に追加

- ②「財務書類の作成単位」：一般会計等をベース

【考え方】地方公共団体の財政の健全化に関する法律との整合性、実務面での負担を考慮

○その他、引き続き議論を要するもの

- ・「財務書類の一般原則(質的特性)」については、地方公会計は現金主義会計を補完するものとして整備するものであり、現行を踏まえた記載とするが、「財務書類の体系」の議論と併せて引き続き検討
- ・「財務書類の構成要素」については、「中間とりまとめ」を踏まえ、「資産、負債、純資産、費用、財源」としている。特に「財源」については、国の取扱いにならったものである一方、理解しにくいとの意見も多い。今後、「財務書類の体系」の議論と併せて引き続き検討

4. 主な検討項目の整理の方向性②(貸借対照表関係)

- ①「表示形式(報告式又は勘定式)」：勘定式

【考え方】国や地方公営企業会計、企業会計(会社法)等の取扱いと平仄を合わせた方が理解しやすい

- ②「資産・負債の分類(流動・固定又は金融・非金融等)」：基準作業部会では、流動資産・固定資産の分類と金融資産・非金融資産の分類の両論がある

【主な意見】流動資産・固定資産の分類とすべきとの考え方は、

- (1)地方公共団体が有する資産の多くは行政財産、負債の多くは地方債であること
- (2)行政財産は、各行政目的に使用されている施設や用地であり、一般には固定資産に分類するのが適当あること
- (3)地方債は、施設や用地の取得財源であり、将来の償還するものであるため、その償還年限の長短によって分類するのが適当であること
- (4)地方公共団体においては、企業ほど流動比率の重要性は高くないものの、金融資産についても、すぐに資金化できるものがどの程度あるの

かを明示する意義はあること

- (5) 地方公営企業会計や企業会計等においても、流動資産・固定資産の分類であることによるものである。

一方で、金融資産・非金融資産の分類とすべきとの考え方は、

- (A) 地方公共団体の資産の多くはインフラ資産等の非金融資産であること
(B) 公的部門では流動比率については企業会計等と同様の分析が困難であり、单一科目を固定資産と流動資産に区分するための実務負担もあること
(C) 国民経済計算(SNA)との整合性の確保が重要であること

によるものである。

また、金融資産・非金融資産とすべきとの考え方に対しては、以下の反対意見があった。

(A) 対してはインフラ資産等の非金融資産は確かに割合が大きく重要なが、「非」という表現を使用するのは適切ではなく、一般的な表現である「固定資産」としたほうがわかりやすい、(B) 対しては土地開発基金のように1つの固定資産の中に金融資産と非金融資産がある場合があるため、どちらで分類しても実務負担はかわらないのではないか、
(C) 対しては勘定科目的組替で対応すればよく、あえて国民経済計算に合わせる必要はないのではないか、といった意見や、その他に、そもそもとして今回の基準における財務書類の目的としてマクロ経済の把握といった点を明示していないため、国民経済計算との整合性を趣旨とするのは一貫性がないのではないか、金融資産・非金融資産で分類している会計基準は他なく、地方公営企業等との連結を考慮すると、組替の手間が生じるのではないか、といった意見があった

③ 「配列(流動性配列法又は固定性配列法)」：固定性配列法

【考え方】資産と負債に関して、それぞれ固定資産と固定負債の占める割合が大きいため、これらをまず表示していくことが最も重要

④ 「有形固定資産の科目分類」：土地、建物等の「性質別」。ただし、実務的に有用性が高いとの意見を踏まえ、「行政目的別」についても附属明細等で表示

【考え方】国や地方公営企業会計、企業会計等の取扱いと平仄を合わせた方が理解しやすい。「行政目的別」については実務的な有用性が高いとの地方公共団体からの意見等を踏まえる

【その他】なお、「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」では行政目的別の区分のほうが有用であるとの意見があり、どちらが表示科目として有用性があるかということの議論が必要ではないかという意見があった

⑤「有形固定資産の評価基準」：「別紙1」参照

⑥「インフラ資産の区分」：インフラ資産の定義を「システム又はネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部又はすべてを有するもの」とする

【考え方】現行の実務と定義付けの一部の不整合を是正し、国際公会計基準の考え方を踏まえた取扱い

【その他】なお、事業用資産とインフラ資産の評価基準をあわせた場合、両者を貸借対照表で区分掲記するかどうかの検討が必要ではないかという意見があった

⑦「有形固定資産の計上基準」：公有財産（地方自治法第238条第1項に規定するもの）及び物品（同法第239条第1項に規定するもの）。物品は、原則として取得価額が50万円以上のものとするが、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げない

【考え方】現行をベースにしながら、物品については実務を踏まえ、金額基準について柔軟に対応

⑧「無形固定資産の評価基準」：原則として取得原価（現行通り）

⑨「基金の評価基準」：各資産の評価基準を適用（現行通り）

⑩「たな卸資産の評価基準」：原則として低価法（現行通り）

⑪「有価証券の評価基準」：満期保有目的の有価証券は償却原価、その他の有価証券で市場価格のあるものは市場価格、その他の有価証券で市場価格のないものは取得原価又は償却原価（いずれも減損会計（強制評価減）を適用）（現行通り）

⑫「出資金の評価基準」：市場価格のあるものは市場価格、市場価格のないものは出資金額（いずれも減損会計（強制評価減）を適用）（現行通り）

⑬「出捐金」：資産として計上（現行通り（地方自治法第238条第1項第7号の「出資による権利」に該当する公有財産であること））

⑭「固定資産の減損」：有用性と費用対効果を見極めた上で、今後の検討課題とする（売却可能資産との関係は別途整理）

⑮「減価償却の表示箇所」：「財務書類の体系」と併せて検討【P】

⑯「減価償却の計算方法」：現行どおり残存価値ゼロの定額法とし、原則として取得年度の翌年度からの開始とするが、使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない

【考え方】地方公営企業会計の取扱いを踏まえた精査

⑰「減価償却に係る総合償却と取替法」：現行どおり原則として耐用年数が異なる区分ごとに分離して減価償却を実施することとするが、道路等の類似した一群の資

産については、一体として総合償却する方法も認める。また、取替法については「別紙2」参照

⑩ 「減価償却累計額の表示(直接法又は間接法)」：原則として間接法

【考え方】地方公営企業会計や企業会計等の取扱いとの整合性や、老朽化比率を表示することの有用性を踏まえた精査

⑪ 「貸倒引当金(回収不能見込額)」：現行どおり計上し、名称は「徴収不能引当金」

【考え方】「貸倒」という用語がなじみにくいといった意見も勘案し、名称は社会福祉法人会計基準や学校法人会計基準の取扱いを参考に見直し

⑫ 「投資損失引当金」：計上

【考え方】(1)第三セクター等の抜本的改革を促しているものの取組が十分に進んでいない地方公共団体もあること

(2)住民サービスや地域活性化の担い手である第三セクター等が今後とも求められる役割を十分に果たすためには引き続き第三セクター等の経営健全化に取り組むことが必要とされていることを踏まえ、計上する

【その他】なお、企業会計では金融商品会計基準があり、減損会計が適用されているため、その基準を適用すればよいのではないかという意見があった

⑬ 「賞与引当金」：法定福利費に係るものを含めて計上し、名称は「賞与等引当金」

【考え方】地方公営企業会計の取扱いを踏まえた精査

⑭ 「退職給付(手当)引当金」：現行どおり計上し、名称は「退職手当引当金」

【考え方】退職給付という表現はなじまないという意見を勘案

⑮ 「損失補償等引当金」：現行どおり計上

【考え方】(1)計上要件を満たしていない場合もあるが、企業会計でも他の法律で計上が義務付けられている引当金(例：渇水準備引当金)があること

(2)地方公共団体の財政の健全化に関する法律の将来負担比率における算定要素に考慮されているリスクの考え方を取り入れることも一定の有用性が見出されること

(3)第三セクター等の抜本的改革を促しているものの取組が十分に進んでいない地方公共団体もあること

(4)住民サービスや地域活性化の担い手である第三セクター等が今後とも求められる役割を十分に果たすためには引き続き第三セクター等の経営健全化に取り組むことが必要とされていることを踏まえ、引き続き計上する

【その他】なお、企業会計の引当金の定義に該当するものを計上すればよいと考えており、目的が違うものを混在化すると、会計としての一貫性が欠けるのではないかという意見があった

- ⑭ 「未収金(税分と税以外の区分)」：債権の管理の重要性に鑑み、現年調定分と滞納繰越調定分を区分して計上。なお、税分と税以外の区分は附属明細等に表示（「②資産・負債の分類(流動・固定又は金融・非金融等)」と併せて検討）
- ⑮ 「売却可能資産」：定義を「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産又は売却が既に決定している若しくは近い将来売却が予定されていると判断される資産」とする。注記として記載
- 【考え方】簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)に基づき、資産・債務改革に引き続き取り組むためには、明示していくことが必要
- ⑯ 「リース資産」：ファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理(ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引は除く)
- 【考え方】地方公営企業会計の考え方にならい、実務負担を踏まえて再整理
- ⑰ 「基金借入の取扱い」：基金残高と借入金残高を相殺処理して表示し、その内容を注記（現行通り）
- ⑲ 「勘定科目（貸借対照表）」については、引き続き検討中であるが、現段階の議論の状況について「別紙3」参照

有形固定資産の評価基準の考え方について

別紙1

1. 「新地方公会計制度研究会報告書」における公正価値及び資産の定義に係る基礎概念

「新地方公会計制度研究会報告書」「第2章・第1部 基礎概念」においては、地方公共団体の保有する資産に係るサービス提供能力の評価として、公正価値評価によることが最も適切であるとの考え方の下、公正価値及び資産の定義については下記のとおり。

なお、この考え方は、国際公会計基準（IPSAS）と整合的。

【公正価値】

	資産取得時	資産の再評価時
公正価値	<p>① 市場取引を通じて取得した資産：取得原価</p> <p>② 適正な対価を支払わずに取得した場合：適正と考えられる公正価値</p>	<p>① 市場で売却可能な資産：a. 将来の経済的便益の割引現在価値, b. 市場における実現可能価値</p> <p>② それ以外の資産：c. 再調達原価、又はd. 取得原価</p>

【資産の定義】

定義	評価基準
① 将來の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源	市場での売却等による実現可能価値、または将来の経済的便益の割引現在価値
② 当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うもの	再調達原価又は取得原価 (場合によっては実現可能価値)

2. 現行の取扱い

【開始時】

資産の定義	資産の種類	資産取得時の基準
① 将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源	事業用資産 (資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれる非金融資産)	土地: <u>固定資産税評価額を基礎とした評価</u> 償却資産: <u>再調達原価(減価償却累計額を控除)</u>
② 当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うもの	インフラ資産 (資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれない非金融資産)	土地: <u>取得原価(不明の場合は再調達原価)</u> 償却資産: <u>再調達原価(減価償却累計額を控除)</u>

【開始後】

資産の定義	資産の種類	資産取得時の基準	再評価時の測定基準
① 将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源	事業用資産 (資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれる非金融資産)	土地: <u>取得原価</u> 償却資産: <u>取得原価</u>	土地: <u>3年毎に行う(固定資産税評価額の改定時)</u> 償却資産: <u>毎年度減価償却を行い、原則再評価せず</u>
② 当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うもの	インフラ資産 (資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれない非金融資産)	土地: <u>取得原価</u> 償却資産: <u>取得原価</u>	土地: <u>原則再評価せず</u> 償却資産: <u>毎年度減価償却を行い、原則再評価せず</u>

3. 現行の取扱いの課題

- 事業用資産とインフラ資産の定義が、実際の取扱いと必ずしも合致していない。
例) 上下水道施設等は将来の経済的便益の流入が見込まれるため、インフラ資産の定義と合致しないものの、実際はインフラ資産に区分している。
- 事業用資産は、現行の定義によれば市場における実現可能価値で測定すべきであるが、償却資産については、実務上の観点を踏まえ、開始時は再調達原価を採用しており、評価替はしていない。

4. 課題点に対する対応の方向性

- 資産の定義の①「将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源」については、一般会計等をベースとした場合には、いわゆる収益を生み出すような資産は想定されないことから、地方公共団体の場合、「事業用資産」、「インフラ資産」のいずれも資産の定義の②に該当するものとして整理したほうが、実務上の取扱いもわかりやすくなるのではないか。ただし、資産・債務改革の趣旨も踏まえ、「売却可能資産」については、何らかの情報を明らかにすべきではないか。また、この際、「売却可能資産」については、客観的な判断基準に基づき、潜在的に売却を検討すべきものも含め広く計上する観点から、以下のとおり定義付けてはどうか。

売却可能資産とは、次のいずれかに該当する資産のうち、地方公共団体が特定した資産をいう。

 - (1) 現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産
 - (2) 売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産
- 事業用資産とインフラ資産の区分については引き続き貸借対照表上区分して表示するが、その定義は、「IPSAS17（2006年12月公表）有形固定資産」にならって、下記のとおりとしてはどうか。

インフラ資産とは、システム又はネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり、代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部又はすべてを有するもので、例えば道路ネットワーク、下水処理システム、水道等が該当する。
- 資産（事業用資産、インフラ資産）については、「1」の定義による公正価値（取得原価、再調達原価又は実現可能価値）により評価し、このうち市場取引を通じて取得したものは取得原価、それ以外のものは、再調達原価として整理し、再評価については、現行の実務上の取扱いを継続し、原則として行わないこととしてはどうか。
- 開始時の取扱いについては、土地・償却資産ともに、資産取得時点が判明しており、かつ、市場取引を通じて取得したものについては、取得原価により評価する。ただし、取得情報の判明状況は各団体によって異なることから、実態を踏まえた上で、実際の取扱いとしては、特定時期以前のものを取得情報不明のものとして統一的な推計方法を適用する等の対応を検討すべきではないか。
- 取得原価が不明な資産については、合理的な計算方法で資産計上額を見積める必要がある。この場合の推計方法としては、(a)再調達原価、(b)推計取得原価、(C)備忘価額1円という選択肢があり得るが、いずれの方法にするか、あるいは選択制とするかについては、部会では両論あつたところ。各地方公共団体における取得原価等の情報の判明度合いの実態、推計方法の妥当性、実務面での実施可能性、比較可能性及び継続性等を比較検討の上、最終的に整理することとしてはどうか。
- ただし、取得原価の不明な道路等の土地については、保有する資産の量が多く、また原始取得の場合も多く考えられるため、財務書類全体に対する影響が大きいことを踏まえ、他の資産の土地等とは区分し、できる限り実務的に簡素な評価基準を設定する必要があるのではないか。（例えば特定時期以前のものは備忘価格1円とする等）

5. 整理案

【開始時】

資産の定義	資産の種類	資産取得時の基準
① 将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源	売却可能資産(使用していない 公民館、職員住宅等の遊休資産など)	市場での売却等による <u>実現可能価値</u>
② 当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うもの	・事業用資産 ・インフラ資産	・市場取引を通じて取得したもの:取得原価 ・不明な場合は合理的な算出方法 ・適正な対価を支払わずに取得したもの:再調達原価 ・道路等の土地は簡素な手法を設定(国等から無償で取得したもの)を含む)

【開始後】

資産の定義	資産の種類	資産取得時の基準	再評価時の測定基準
① 将來の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源	売却可能資産(使用していない 公民館、職員住宅等の遊休資産など)	取得原価	原則として市場における <u>実現可能価値</u> によって 再評価を行う
② 当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うもの	・事業用資産 ・インフラ資産	・市場取引を通じて取得したもの:取得原価 ・適正な対価を支払わずに取得したもの:再調達原価	・実務上の負担を考慮し、 原則として再評価は行わない

※なお、固定資産台帳に、必要に応じて上記とは別の評価額を別途登載することを妨げない。

(参考)

新地方公会計制度研究会報告書(平成18年5月) (抜粹)

公正価値

40. 地方公共団体における財務書類の目的である決算情報の開示と住民による財政規律を達成する上で、資産・負債管理というストックの側面でも有効・適切な財政運営を行うことが必要不可欠である。特に、①超長期にわたり資金の調達と運用を行う公会計の場合、取得原価のみでは未実現損益やインフレ等の影響が大きく、財政状態を正確に把握することが困難であること、また、②地方公共団体の保有する資産にかかるサービス提供能力の評価としては、公正価値が最も適切と考えられること等に鑑み、地方公共団体における財務書類の構成要素の測定基準として、原則として公正価値を採用する。
41. 具体的には、資産取得の場合、公正価値(市場取引を通じて当該資産を取得した場合はその取得原価、または適正な対価を支払わずに当該資産を取得した場合には適正と考えられる公正価値)を基礎として資産計上する。資産の再評価の場合には、再評価時の公正価値(将来の経済的便益の割引現在価値、市場における実現可能価値、再調達原価または取得原価のいずれか)を基礎として資産計上する。例えば、遊休資産を含む市場で売却可能な資産を再評価する場合、将来の経済的便益の割引現在価値または市場における実現可能価値を基礎として資産計上し、それ以外の資産を再評価する場合は、再調達原価または取得原価を基礎として資産計上する。なお、地方公共団体の保有資産は、将来の経済的便益を生まず、市場での売却可能性もないものが大半であるから、資産の測定基準としては、通常、再調達原価または取得原価が用いられこととなろう。

資産

43. 資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、①将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うものをいう。
44. このうち、①将来の経済的便益とは、市場での売却等による実現可能価値、または将来の経済的便益の割引現在価値として、測定が可能な資源を意味する。他方、②潜在的なサービス提供能力とは、その貨幣的評価は不可能であるが、公共目的への貢献それ自体に存在意義が認められることから、再調達原価等による計算擬制(見積り)をもって、公会計上の測定値とすべきものをいう。

開始時に取得原価が不明な資産に係る資産計上額の合理的な推計方法について

推計方法		適用例	課題
再調達原価	数量×(現在)単価	・基準モデル(建物等)	・特に土地については、無償移管されたものもある中で、地方公共団体の資産の一定割合を占めるため、多大の資産超過となり、財源調達に余力があるとの誤解が生じる
	同性能の当該資産の市場価額	・基準モデル(機械器具・物品等)	・特に古いものは、同性能比較が困難となる場合がある ・特に土地については、無償移管されたものもある中で、地方公共団体の資産の一定割合を占めるため、多大の資産超過となり、財源調達に余力があるとの誤解が生じる
推計取得原価	再調達原価×デフレーター	・固定資産台帳整備の基本手順(東京都会計制度改革研究会) (道路用地・公園用地(昭和30~49年度)、道路舗装、橋梁・トンネル等)	・みなしのみなしどなる ・建設工事費には一定に区分されたデフレーターがあるが、土地に関しては準用できるものがない(東京都で使用している市街地価格指数は対象としている地域が限られる) ・デフレーター算定の一定の事務負担が生じる
	決算の積み上げベース	・総務省方式改訂モデル	・各行政目的の内訳まで対象としていないため、一定の割り切り(按分)が必要となる場合がある ・対象事業費に人件費や事務費が含まれている ・決算統計データでは、寄附等の無償取得資産の把握ができない ・昭和43年度以前のデータがない
	数量×(取得当時)単価	・固定資産台帳整備の基本手順(東京都会計制度改革研究会) (道路用地・公園用地(昭和50年度以降))	・全国統一的な古い単価がない(東京都が使用している基準地価格は昭和50年度から把握可能) ・取得時期に応じた算定となるため、一定の事務負担が生じる
	同性能の当該資産の(取得当時)市場価額	・地方公営企業会計(取得価額が不明な資産の取扱いについて、地方公営企業資産再評価規則第7条に規定)	・取得当時の市場価額が把握できる場合が限られる
備忘価額1円		・固定資産台帳整備の基本手順(東京都会計制度改革研究会) (取得原価等の推計が困難な工作物)	・資産取得のために発行した公債のみが負債計上されることにより財政状態を正確に表すことができない ・取得価格の判明している団体とそうでない団体の資産計上額が著しく乖離する

※「適用例」は、開始時における取扱い例である。(記載のない限りにおいて取得原価が不明な資産に限らない。)

道路等の資産の土地の評価について

- ・ 道路や河川等の底地については、他の資産と異なる下記の特徴を踏まえて、資産の評価基準を検討すべきではないか。
 - 基本的に代替不能であり、売却が想定されないこと(再調達原価や実現可能価値で評価する必然性がないこと)
 - 原始取得のものが多く、取得時期さえも判明しない場合が多いこと
(要実態調査)
 - 他の資産に比べ、国や都道府県等からの移管により取得する場合が一般的に多いこと。
 - 地方公共団体の保有する土地のうち相当割合を占めるため、できる限り客観的な測定基準により比較可能性を担保することが必要であること

○ 取替法とは；

- ① 類似の性質の一群の資産を、単一の資産として取り扱う
- ② 全体的なサービス提供能力が維持されるという条件で、維持更新支出を費用化し減価償却費は計上しない
- ③ ネットワーク又はシステムのサービス提供能力を高める追加支出は資産化される
という手法。

取替法適用の条件として；

更新支出と資産の消耗実績に重要な差異がないかを常に確かめ、住民に対して説明責任を果たすことが重要であり、消耗実績の精緻な管理が網羅的・継続的に実施されていることが前提。更新支出とネットワークの消耗実績との間に重要な差異がある場合には、資産の繰越評価額はそれに応じて調整(減損)されなければならない。

○ 部会における主な意見

「原則として認めるべきではない」とする意見

- ・ 現行では認められておらず、全団体への適用可能性を勘案すると、具体的な影響について、慎重な検証が必要ではないか。
- ・ 更新支出と資産の消耗実績に差異がないかどうかを確認するためには、結局は減価償却費を計算する必要があるのではないか。
- ・ 実態としては、維持管理に十分な予算がつかず、更新支出以上に消耗しているケースが多いのではないか。

「選択適用を認めるべき」とする意見

- ・ 道路資産については基本的に適正に管理されており、また予算も計画的に執行されていると考えられることから、減価償却と同様な効果が得られるのではないか。
- ・ 減価償却する場合、更新した部分を除却する必要があり、事務が繁雑になるのではないか。

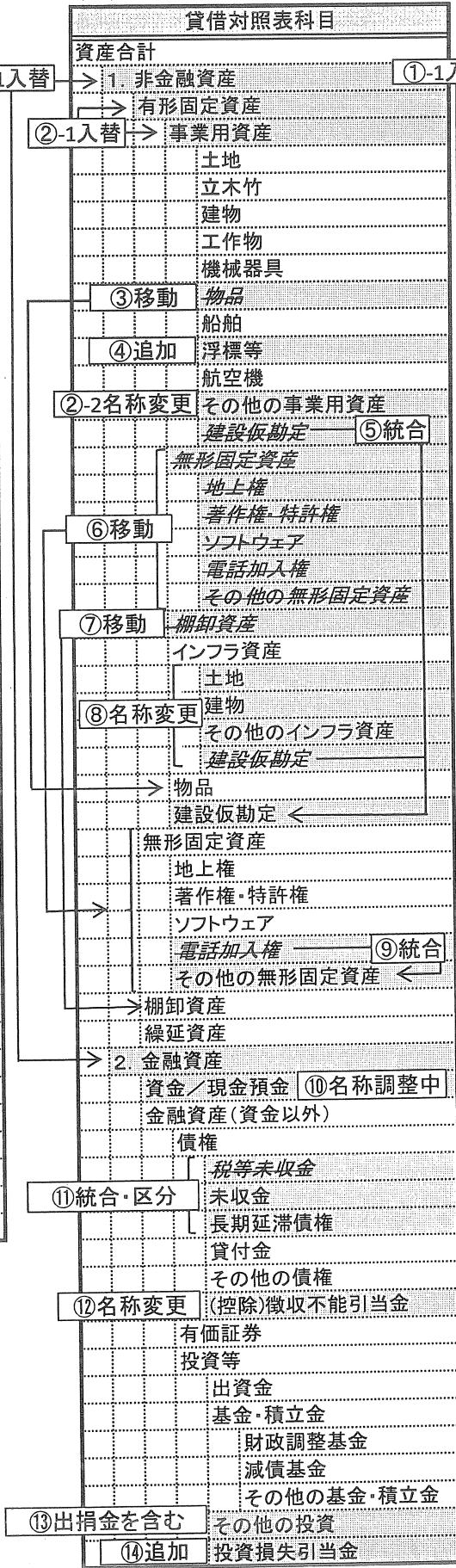
→ 部会では、「原則として認めるべきではない」、「選択適用を認めるべき」とする両論があり、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」での議論を踏まえ、整理する。

「勘定科目」(貸借対照表)のイメージ

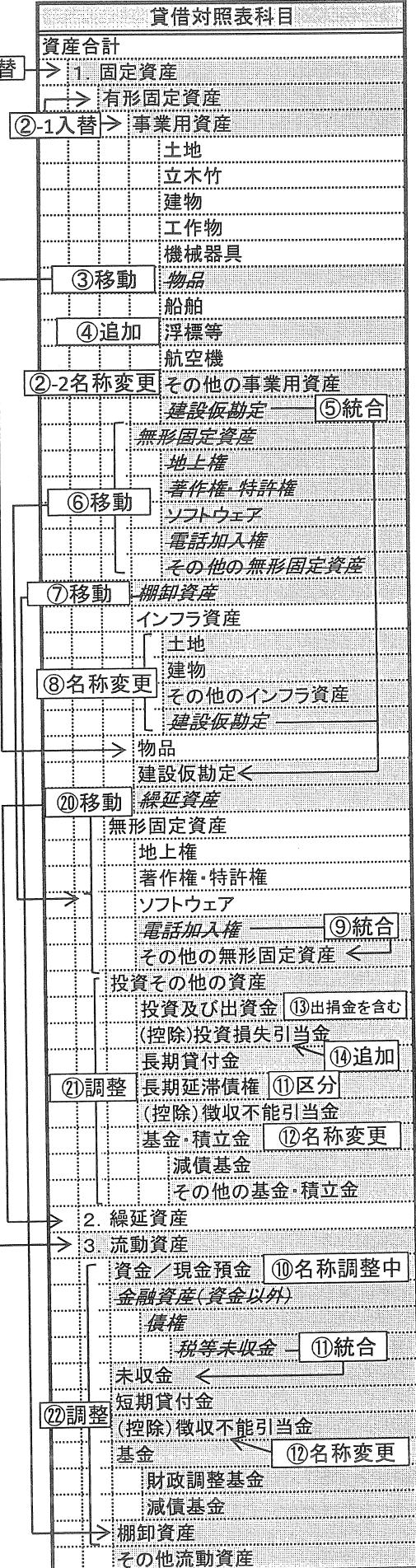
(基準モデル)

貸借対照表科目	
資産合計	
1. 金融資産	①-1入替
資金	
金融資産(資金以外)	
債権	
税等未収金	
未収金	
貸付金	
その他の債権	
(控除)貸倒引当金	
有価証券	
投資等	
出資金	
基金・積立金	
財政調整基金	
減債基金	
その他の基金・積立金	
その他の投資	
2. 非金融資産	
事業用資産	
有形固定資産	
土地	
立木竹	
建物	
工作物	
機械器具	
物品	
船舶	
浮標等	
航空機	
その他の有形固定資産	
建設仮勘定	
無形固定資産	
地上権	
著作権・特許権	
ソフトウェア	
電話加入権	
その他の無形固定資産	
棚卸資産	
インフラ資産	
土地	
建物	
その他のインフラ資産	
建設仮勘定	
物品	
建設仮勘定	
無形固定資産	
地上権	
著作権・特許権	
ソフトウェア	
電話加入権	
その他の無形固定資産	
棚卸資産	
繰延資産	
インフラ資産	
公共用財産用地	
公共用財産施設	
その他の公共用財産	
公共用財産建設仮勘定	
繰延資産	

(金融資産・非金融資産での分類)



(流動資産・固定資産での分類)



(基準モデル)

貸借対照表科目	
負債・純資産合計	
負債合計	
1. 流動負債	①-2入替 → 1. 非流動負債
未払金及び未払費用	地方債 ⑯-1名称変更
前受金及び前受収益	借入金
引当金	責任準備金
賞与引当金	引当金
預り金(保管金等)	退職手当引当金 ⑯-名称変更
公債(短期)	損失補償等引当金
短期借入金	その他の引当金
その他の流動負債	その他の非流動負債
2. 非流動負債	→ 2. 流動負債
公債	未払金及び未払費用
借入金	前受金及び前受収益
責任準備金	引当金
引当金	賞与等引当金 ⑯-名称変更
退職給付引当金	預り金(保管金等)
損失補償等引当金	地方債(短期) ⑯-2名称変更
その他の引当金	短期借入金
その他の非流動負債	その他の流動負債
純資産合計	純資産合計
財源	財源
資産形成充当財源(調達源泉別)	資産形成充当財源(調達源泉別)
税収	税収
社会保険料	社会保険料
移転収入	移転収入
公債等	公債等 ⑯-次回以降検討
その他の財源の調達	その他の財源の調達
評価・換算差額等	評価・換算差額等
その他の純資産	その他の純資産
開始時未分析残高	開始時未分析残高
その他純資産	その他純資産

(金融資産・非金融資産での分類)

貸借対照表科目	
負債・純資産合計	
負債合計	
1. 非流動負債	⑯-1名称変更
地方債	借入金
借入金	責任準備金
責任準備金	引当金
引当金	退職手当引当金 ⑯-名称変更
退職手当引当金	損失補償等引当金
損失補償等引当金	その他の引当金
その他の引当金	その他の非流動負債
→ 2. 流動負債	→ 2. 流動負債
未払金及び未払費用	未払金及び未払費用
前受金及び前受収益	前受金及び前受収益
引当金	引当金
賞与等引当金 ⑯-名称変更	賞与等引当金 ⑯-名称変更
預り金(保管金等)	預り金(保管金等)
地方債(短期) ⑯-2名称変更	地方債(短期) ⑯-2名称変更
短期借入金	短期借入金
その他の流動負債	その他の流動負債
純資産合計	純資産合計
財源	財源
資産形成充当財源(調達源泉別)	資産形成充当財源(調達源泉別)
税収	税収
社会保険料	社会保険料
移転収入	移転収入
公債等 ⑯-次回以降検討	公債等 ⑯-次回以降検討
その他の財源の調達	その他の財源の調達
評価・換算差額等	評価・換算差額等
その他の純資産	その他の純資産
開始時未分析残高	開始時未分析残高
その他純資産	その他純資産

(流動資産・固定資産での分類)

貸借対照表科目	
負債・純資産合計	
負債合計	
1. 固定負債	⑯-1名称変更
地方債	借入金
借入金	責任準備金
責任準備金	引当金
引当金	退職手当引当金 ⑯-名称変更
退職手当引当金	損失補償等引当金
損失補償等引当金	その他の引当金
その他の引当金	その他の固定負債
→ 2. 流動負債	→ 2. 流動負債
未払金及び未払費用	未払金及び未払費用
前受金及び前受収益	前受金及び前受収益
引当金	引当金
賞与等引当金 ⑯-名称変更	賞与等引当金 ⑯-名称変更
預り金(保管金等)	預り金(保管金等)
地方債(短期) ⑯-2名称変更	地方債(短期) ⑯-2名称変更
短期借入金	短期借入金
その他の流動負債	その他の流動負債
純資産合計	純資産合計
財源	財源
資産形成充当財源(調達源泉別)	資産形成充当財源(調達源泉別)
税収	税収
社会保険料	社会保険料
移転収入	移転収入
公債等	公債等
その他の財源の調達	その他の財源の調達
評価・換算差額等	評価・換算差額等
その他の純資産	その他の純資産
開始時未分析残高	開始時未分析残高
その他純資産	その他純資産